○上野原市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

令和８年７月２３日
教育委員会告示第１５号

（趣旨）

第１条　この告示は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和７年１２月文部科学省）の規定に基づき、地域クラブ活動の認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

（認定要件）

第２条　上野原市認定地域クラブ活動の認定を受けるにあたり満たすべき要件は、次のとおりとする。

（１）　上野原市立中学校の部活動に係る活動方針に準じた活動であるとともに、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

（２）　上野原市内の中学校に在籍する生徒を主な対象とした活動であり、選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。

（３）　活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

（４）　適切な指導の実施体制が確保されていること。

（５）　適切な安全確保の体制が確保されていること。

（６）　適切な運営体制が確保されていること。

（７）　所属生徒の在籍校との連携が適切に行われていること。

２　前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、次条第１項の規定による提出書類に基づき判断する。

（認定申請）

第３条　上野原市認定地域クラブ活動の認定を受けようとする団体は、上野原市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

（１）　上野原市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第２号）

（２）　活動計画書（様式第３号）

（３）　指導者一覧（様式第４号）

（４）　参加者名簿（様式第５号）

（５）　規約又は会則等

（６）　その他教育長が必要と認める書類

（認定手続）

第４条　教育長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、第２条の認定要件を満たすと認めたときは、認定を行うものとする。

２　上野原市教育委員会が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第２条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

３　第１項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は、「上野原市認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

（認定又は不認定の通知）

第５条　教育長は、前条第１項の規定による認定をしたときは、上野原市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第６号）により当該申請者に通知するものとする。

２　教育長は、前条第１項の規定による認定をしないこととしたときは、上野原市認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第７号）により当該申請者に通知するものとする。

３　教育長は、認定の決定に際し必要と認めるときは、条件を付することができる。

（認定の有効期間）

第６条　上野原市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までとする。

（変更の届出）

第７条　上野原市認定地域クラブ活動団体（以下「認定団体」という。）は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに上野原市認定地域クラブ活動変更届出書（様式第８号）により教育長に届け出なければならない。

（認定取消しの申出）

第８条　認定団体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止するときは、速やかに上野原市認定地域クラブ活動認定取消申出書（様式第９号）により教育長に申し出なければならない。

２　教育長は、前項の規定による申出があったときは、認定を解除するものとする。

（認定の取消し）

第９条　教育長は、上野原市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

（１）　不正な手段等により認定を受けたとき。

（２）　次条に規定する指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。

２　教育長は、前項の規定により認定を取り消したときは、上野原市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第１０号）により認定団体に通知するものとする。

（上野原市認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

第１０条　教育長は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、上野原市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（上野原市認定地域クラブ活動に対する支援）

第１１条　教育長は、上野原市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

（１）　生徒・保護者等に対する情報提供

（２）　地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用等）

（３）　地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

（その他）

第１２条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附　則

この告示は、令和８年１０月１日から施行する。